

## 42. 114. 01

**種苗の登録品種の名称に関する取扱い**

種苗の登録品種の名称に関しては、指定商品又は指定役務に応じて、以下のとおり取り扱う。

1. 指定商品が「対象類似群」(33C01 又は 33D01)が付与される商品である場合又は指定役務が「対象類似群」に関する商品を取扱商品とする小売等役務の場合

**【対象類似群】**

①33C01「種子類」

②33D01「木 草 芝 ドライフラワー 苗 苗木 花 牧草 盆栽」

- (1) 出願商標が、種苗法<sup>1</sup>により品種登録を受けた品種（以下「登録品種」という。）の名称と同一又は類似していて、品種登録の存続期間内である場合は、商第4条第1項第14号に該当する。
- (2) 出願商標が、種苗法により品種登録を受けた品種の名称と認識されるが、品種登録の存続期間が満了した等により育成者権が消滅した場合（以下「抹消済登録品種名」という。【注意】①も参照すること。）については、商第3条第1項第1号、同項第3号又は同項第6号の規定に該当するものとする。
- (3) 出願商標が、登録品種の名称と認識される文字（抹消済登録品種名についても同様）と識別力のある図形等からなる結合商標であり、商品の品質又は役務の質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。

**【注意】**

- ①品種登録が何らかの理由で満了前に取り消されて消滅した場合も、種苗法第22条を考慮し、その存続期間に拘わらず、登録期間が経過（満了）した場合と同様の取扱いとする。
- ②品種登録については、農林水産省品種登録ホームページ

<sup>1</sup> 種苗法第18条第1項に規定

(<http://www.hinshu2.maff.go.jp/>) の「品種登録データ検索」にて、満了若しくは取消の有無に関する最新の情報を確認して、適用条文を確定する。

**【参考審決】**

種苗法と商標法は目的が違い、それぞれの法目的に相応した、商品の類似範囲が存在（種苗法においては種苗法施行規則第17条）するものであるから、種苗法における商品の類否をもって、商標法における商品の類否の判断とすることはできない。（不服 2002-004926）

2. 指定商品が果実や野菜等の「収穫物」（上述の「対象類似群」に該当するものを除く。）である場合

(1) 出願商標が登録品種の名称と認識される場合であって、「当該登録品種に関する収穫物」又は「収穫物全般（果実、野菜等）」を指定商品とする場合は、商第3条第1項第3号に該当する。また、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。（例1参照）

(2) 抹消済登録品種名についても、(1)と同様に取り扱う。

(3) 出願商標が、登録品種の名称と認識される文字（抹消済登録品種名についても同様）と識別力のある図形等からなる結合商標であり、「当該登録品種に関する収穫物」を指定商品とする場合であって、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。（例2参照）

(例1) 登録品種に「とちひめ」（「作物区分 野菜 農林水産植物の種類：Fragaria L. 和名：いちご属）があり、「とちひめ」の商標が「果実」を指定商品として商標登録出願された場合

商品「いちご」との関係において、商品「いちご」の品種名を表示するものとして、商第3条第1項第3号に該当する。また、「とちひめ種のいちご」以外の商品「いちご」に使用するときは、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあるとして、商第4条1項第16号に該当する。

(例2) 登録品種に「とちひめ」があり、「♪♪とちひめの恵み」の商標が「いちご」を指定商品として商標登録出願された場合。

「とちひめ種のいちご」以外の商品「いちご」に使用するときは、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあるとして、商第4条1項第16号を適用する。

3. 指定商品が果実や野菜等の収穫物を原材料とする「加工品」である場合

- (1) 出願商標が登録品種の名称と認識される場合であって、「当該登録品種に関する収穫物を原材料として使用する加工品」を指定商品とする場合は、商第3条第1項第3号に該当するか否かを判断するとともに、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。
- (2) 抹消済登録品種名についても、(1)と同様に取り扱う。
- (3) 出願商標が、登録品種の名称と認識される文字（抹消済登録品種名についても同様）と識別力のある図形等からなる結合商標である場合であって、「当該登録品種に関する収穫物を原材料として使用する加工品」を指定商品とする場合は、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。（例2参照）

(例1) 登録品種に「とちひめ」があり、「とちひめ」の商標が「パン」を指定商品として商標登録出願された場合。

指定商品中「いちごを使用したパン」との関係においては、商品の原材料（「とちひめ種のいちご」）を表示するものとして、商第3条第1項第3号に該当する。また、「とちひめ種のいちご」以外の「いちご」を原材料に使用するとき、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあるとして、商第4条1項第16号に該当する。

(例2) 登録品種に「とちひめ」があり、「♪♪とちひめの恵み」の商標が「アイスクリーム」を指定商品として商標登録出願された場合。

指定商品中「いちごを使用したアイスクリーム」との関係においては、「とちひめ種のいちご」以外の「いちご」を原材料に使用するとき、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあるとして、商第4条1項第16号を適用する。

#### 4. 指定役務が果実や野菜等の「収穫物」（上述の「対象類似群」に該当するものを除く。）を取扱商品とする小売等役務の場合

- (1) 出願商標が登録品種の名称と認識される場合であって、「当該登録品種に関する収穫物」又は「収穫物全般（果実、野菜等）」を取扱商品とする小売等役務の場合は、商第3条第1項第6号に該当する。また、役務の質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。
- (2) 抹消済登録品種名についても、(1)と同様に取り扱う。

(3) 出願商標が、登録品種の名称と認識される文字（抹消済登録品種名についても同様）と識別力のある図形等からなる結合商標であり、「当該登録品種に関する収穫物」を取扱商品とする小売等役務の場合であって、役務の質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。

5. 指定役務が果実や野菜等の収穫物を原材料とする「加工品」を取扱商品とする小売等役務の場合

(1) 出願商標が登録品種の名称と認識される場合であって、「当該登録品種に関する収穫物を原材料として使用する加工品」を取扱商品とする小売等役務の場合は、商第3条第1項第6号に該当するか否かを判断するとともに、役務の質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。

(2) 抹消済登録品種名についても、(1)と同様に取り扱う。

(3) 出願商標が、登録品種の名称と認識される文字（抹消済登録品種名についても同様）と識別力のある図形等からなる結合商標であり、「当該登録品種に関する収穫物を原材料として使用する加工品」を取扱商品とする小売等役務の場合であって、役務の質について誤認を生ずるおそれがあると認められるときは、商第4条第1項第16号に該当する。

6. 留意事項

商第4条第1項第16号を適用する範囲については、上記に定める範囲に必ずしもとどまるものではなく、登録品種の名称の周知性を充分考慮して判断するものとする。

【参考】

○種苗法

第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願につき前条第一項の規定により拒絶する場合を除き、品種登録をしなければならない。

2 品種登録は、品種登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 品種登録の番号及び年月日
- 二 品種の属する農林水産植物の種類
- 三 品種の名称
- 四 品種の特性
- 五 育成者権の存続期間
- 六 品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 七 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、当該品種登録を受けた者に対しその旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

第二十二条 登録品種(登録品種であった品種を含む。以下この条において同じ。)の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称(第四十八条第二項の規定により名称が変更された場合にあつては、その変更後の名称)を使用しなければならない。

2 登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称を使用してはならない。

○平成18年(行ケ)第10229号審決取消請求事件〔平成18年9月27日判決言渡〕「紅隼人」事件

商標法3条1項3号に掲げる商標が商標登録の要件を欠くとされているのは、このような商標は、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないとともに、一般的に使用される標章であつて、多くの場合自他商品識別力を欠くものであることによるものと解される(最高裁昭和54年4月10日第三小法廷判決・裁判集民事126号507頁、判例時報927号233頁参照。)。この趣旨に照らせば、本件審決時において、当該商標が指定商品の原材料又は品質を表すものと取引者、需要者に広く認識されている場合はもとより、将来を含め、取引者、需要者にその商品の原材料又は品質を表すものと認識される可能性があり、これを特定人に独占使用させることが公益上適当でない判断されるときには、その商標は、同号に該当するものと解するのが相当である。

・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・

「紅隼人」を和菓子類やアイスクリームの原材料として利用することができ、あるいは実際に利用されていることが取引者、需要者に広く知られていたと認められる以上、本件商標を、「ベニハヤト」を使用したアイスクリームに使用した場合、取引者、需要者は、商品の原材料、品質を表示したものと理解して、自他商品を識別する標識とは認識しないというべきである。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第14号\(種苗法で登録された品種の名称\)」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第3号\(商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、品質等の表示\)」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号\(前号までのほか、識別力のないもの\)」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第16号\(商品の品質又は役務の質の誤認\)」の審査基準](#)